

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	5-3
処分の種類	事故の拡大・再発防止命令			
根拠法令条例等・条項	ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項			
処分の概要	特定施設にかかわる事故が発生し、周辺の人々の健康が損なわれると認められた場合に、事故の拡大、再発防止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人々の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			